

令和9年度赤磐市 保育園・こども園（保育部）利用の手引き

◎令和9年度中は大切に保管しておいてください。

受付場所	① 利用中の施設へ引続き入所を希望する方 ⇒ 利用中の保育施設 ② それ以外の方（転園希望者、新規申込者等） ⇒ <u>第1希望の保育施設</u>	
受付期間	令和9年4月入所	【第1回受付】令和8年11月 2日（月）から 11月16日（月）まで 【第2回受付】令和9年1月29日（金）から 2月5日（金）まで 【第3回受付】令和9年2月26日（金）から 3月5日（金）まで ※第2回、第3回受付は、定員に空きがある場合に行います。 ※利用調整結果が保留の場合は、次回に含めて利用調整を行います。
	令和9年5月以降 年度途中の入所	1ページの《5月以降入所申込受付期間》をご覧ください。

次の2つの要件を満たしている場合、市内の保育施設の入所申込が可能です。

1. 保護者と児童が赤磐市に居住し、住民登録をしていること。

（申込時に赤磐市外に居住している場合は、子育て支援課にお問い合わせください。）

2. 保護者（夫婦世帯の場合は保護者いずれも）が「保育を必要とする事由」に該当し、
教育・保育給付認定を受けている（受ける見込みがある）こと。

「保育を必要とする事由」については、2ページでご確認ください。

*幼稚園、認定こども園（幼稚部）の利用を希望する方は、各幼稚園、教育委員会などで
配布している「令和9年度教育施設利用の手引き」をご確認ください。

【問い合わせ先】

赤磐市保健福祉部子育て支援課

（赤磐市役所 本庁舎1階）

〒709-0898 赤磐市下市 344 番地

TEL：086-955-2635

赤磐市 HP



赤磐市マスコットキャラクター
あかいわもちゃん

目次

1	どんな人が利用できるの？	1
1	1. 保育を利用するには	1
2	2. 保育を必要とする事由とは	2
3	3. 保育時間（保育の必要量）	3
2	2 どうやって申し込むの？	4・5
3	3 申込みには何が必要なの？	6
6	1. 必要な書類	6
6	①基本書類	6
7	②保育を必要とする事由がわかる書類	7
8・9	③保育料の減免申請の書類	8・9
10	④状況に応じて必要な書類	10
4	4 どうやって入所が決まるの？	11
11	1. 利用調整	11
11・12	①基本点数（保育を必要とする事由による点数）	11・12
13	②調整点数（各世帯の状況による点数）	13
13	同点基準表	13
14	小学校区	14
5	5 いくらかかるの？	15
15	1. 保育料について	15
15	2. 保育料などを算出するための書類	15
15	3. 保育料などの算定	15
16	4. 保育料一覧表	16
17	5. 保育料の納付	17
6	6 申込内容に変更があるときは？	18
7	7 他にはどんなサービスがあるの？	19
19	1. 一時預かり	19
19	2. こども誰でも通園制度	19
20	3. 休日保育	20
20	4. 病児保育	20
20	5. ファミリー・サポート・センター	20
20	6. 病児保育の広域利用	20
21	岡山県病児保育実施施設一覧（広域利用）	21
	【各種様式記入例】	巻末
	【赤磐市内保育施設位置図】	巻末
	【赤磐市内保育施設一覧表】	巻末

5 月以降入所の申込受付期間

入所月	受付期間（第1希望の保育施設へ申込書提出）
5月入所	3月8日（月）～ 4月1日（木）
6月入所	4月2日（金）～ 5月6日（木）
7月入所	5月7日（金）～ 6月1日（火）
8月入所	6月2日（水）～ 7月1日（木）
9月入所	7月2日（金）～ 8月2日（月）
10月入所	8月3日（火）～ 9月1日（水）
11月入所	9月2日（木）～ 10月1日（金）
12月入所	10月4日（月）～ 11月1日（月）
1月入所	11月2日（火）～ 12月1日（水）
2月入所	12月2日（木）～ 1月4日（火）
3月入所	1月5日（水）～ 2月1日（火）

1 どんな人が利用できるの？

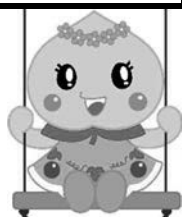
1. 保育を利用するには

「保育を必要とする事由（2ページ参照）」について保護者から申請を受けその必要性や児童の年齢に応じて、市が3つの区分に認定し、「子どものための教育・保育給付支給認定証」を保護者へ交付します。小学校就学の前日までの間で、保護者の状況が続く間、認定が継続します。認定証に記載された認定区分や認定期間によって、利用可能施設や利用できる期間が異なります。

*満3歳を迎え、3号認定から2号認定に変更になる場合、市が新たな支給認定証を交付します。

その際に手続きは必要ありませんが、3号の支給認定証は返却していただきます。

認定区分	対象児童	利用できる施設			
		幼稚園	保育所	認定こども園	
				幼稚園部	保育部
1号	教育標準時間 満3歳以上で教育を希望する児童	○		○	
2号	保育短時間 満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し		○		○
	保育標準時間 保育を希望する児童		○		○
3号	保育短時間 0歳から2歳で「保育の必要な事由」に該当し		○		○
	保育標準時間 保育を希望する児童		○		○



教育・保育給付支認定証は、継続の入所手続き等で必要です。認定期間内は大切に保管してください。

2. 保育を必要とする事由とは

保育の必要量が標準時間と認定されるのは、夫婦世帯の場合は保護者のいずれもが標準時間認定の場合です。

保育を必要とする事由		認定の有効期間	保育の必要量 (利用可能時間)	
			保育 標準時間	保育 短時間
就労	月48時間以上労働することを常態としている	就労月の1か月前から必要と認められる期間	○ ※1 月120時間以上就労	○ ※2 月48時間以上120時間未満就労
育児休業中 (既に保育施設を利用しており、当該施設を引き続き利用する場合に限る) ※当該事由による新規申込は不可	- 既に保育施設を利用している児童が次年度に小学校への就学を控える - 既に保育施設を利用している児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められる - 育児休業の取得期間が、当該育児休業に係る児童が<u>満1歳になる前日を超えない</u>	育児休業期間中の必要と認められる期間		○
妊娠・出産	出産(予定)月の3か月前から後3か月の期間にある(多胎の場合、5か月前から後5か月)	出産(予定)月の3か月前から後3か月(多胎の場合、5か月前から後5か月)	○ 必要に応じて選択可	
疾病・負傷・ 障がい・介護・ 災害等	- 病気やけが、又は心身に障がいがある - 同居または別居の親族等を常時介護又は看護している - 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	必要と認められる期間	○ 必要量に応じて決定	○ 必要量に応じて決定
就学等	就学や職業訓練等の技能習得のため保育することができない	就学等を開始する月の1か月前から終了予定日が属する月の月末まで	○ 必要量に応じて決定	○ 必要量に応じて決定
求職中等 ※3	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている	3か月間		○
社会的養護	児童虐待又はそのおそれがある、又はDVにより保育を行うことが困難と認められる	必要と認められる期間	○ 必要量に応じて決定	○ 必要量に応じて決定
その他	市長が必要と認める	市長が必要と認める期間	○ 必要量に応じて決定	○ 必要量に応じて決定

※1：月120時間以上就労の場合でも、希望により、保育短時間認定とすることができます。

※2：月120時間未満の就労の場合でも、就労時間の開始・終了時間の理由によっては標準時間認定を希望することができます。

※3：認定の有効期間終了後、連続して求職中等の事由で認定することはできません。

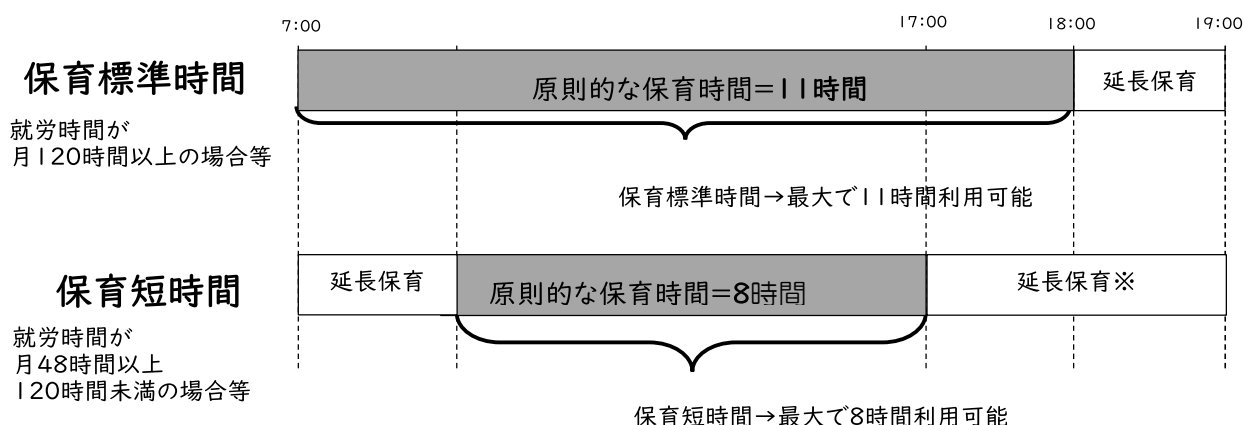
3. 保育時間（保育の必要量）

保育の必要量は保護者の保育を必要とする事由（2ページ参照）により、認定されます。

1日あたりの利用可能時間「保育標準時間」は11時間、「保育短時間」は8時間です。

◆認定された保育の必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。お子さんの健全な育成を図る観点から保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いいたします。ご家族でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

【利用時間のイメージ図】（例）開所時間が7：00～19：00の施設の場合



※【延長保育】

労働時間、通勤時間等やむを得ない事情により保育時間の延長が必要な場合、施設が定める保育標準時間または保育短時間の時間にプラスして施設の開所時間内で保育を実施します。利用には、利用料が別途必要です。利用料は保育施設によって異なります。

各施設の開所時間や延長保育時間は、施設によって異なりますので、赤磐市内保育施設一覧表でご確認ください。

♪あかいわももちゃんの一口メモ♪

保育園のクラスは4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生年月日
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日
0歳児	令和8年4月2日 ～ 令和10年4月1日



2 どうやって申し込むの？

STEP1 保育施設見学

利用を希望する全ての保育施設に見学に行ってください。
見学し、説明を受けていない施設には入所できないことがあります。

- ◆見学日は希望園に直接お問い合わせください。
開所時間や対象年齢等を確認し、通園可能な施設を選択してください。
- ◆アレルギーや健康に関すること、障がいや特性、お子さんの生活の様子などについて、必ず保育施設へ伝えてください。
- ◆各施設の設備環境や保育士の配置等により受入が難しい場合があります。

STEP2 施設利用の申込

▷ 6～10ページ

受付期間内に第1希望の保育施設へ提出してください。
5月以降の入所は保育施設の定員に空きがある場合のみ入所が可能です。

- ◆申込が不要になった場合、すみやかに取り下げの手続きをしてください。
- ◆児童の住所が赤磐市外にある場合や、赤磐市外の保育施設を利用したい場合は、申込の手続が通常と異なりますので、子育て支援課にお問い合わせください。

STEP3 利用調整（入所審査）

▷ 11～14ページ

書類審査 提出された書類の内容に記入漏れや不足等がないか
市が確認し、保育の必要性等を審査します。

- ◆現在利用中の施設を第1希望とする場合は、原則として、継続利用が可能ですので、現況届として審査します。ただし、令和9年4月までの「保育を必要としている事由」が継続しない場合は、新規申込となります。
- ◆就労状況等により、保育時間や期間が変更になる場合は、改めて市から手続きをご案内します。

利用調整 希望者数が定員を上回る場合、点数表と順位表で保育の必要性を
点数化し、必要性の高い方から利用を内定します。

STEP4 結果通知・認定証送付

利用調整後、結果を通知します。

- ◆送付前のお問い合わせにはお答えできません。

書類選考結果の通知予定

令和9年4月入所 【第1回受付分】 → 1月下旬
【第2回受付分】 → 2月下旬
【第3回受付分】 → 3月下旬

令和9年5月以降の入所 → 入所の前月末までに通知

入所決定 入所が決定したら、書類などを通知します。

全員 : 「施設利用承諾書」

新規の方のみ : 「教育・保育給付支給認定証」 1 ページ参照

新規・転園の方 : 入所準備のご案内

案内にそって必要な物品の準備や健康診断の手続きを進めてください。

◆赤磐市へ転入する方には、住民票の異動手続きが完了した後に通知します。

◆認定を標準時間から短時間に変更したい場合や、短時間から標準時間に変更したい場合、就労状況等に変更があった場合は、変更申請書を提出する手続き（18ページ参照）が必要です。

◆入所を辞退する場合は、速やかに「変更依頼書」を提出し、申込みを取下げてください。なお、取下げの撤回はできません。

入所保留 「施設利用保留通知書」を通知します。

その後、入所申込月から数えて原則6か月間利用調整を行います。

ただし、年度を超えての利用調整はできません。

例 1) 4月入所のための書類を提出

→9月入所分まで利用調整を行います。

10月以降は改めて申込みが必要です。

例 2) 12月入所のための書類を提出

→令和10年3月入所分まで利用調整を行います。

4月以降は改めて申込みが必要です。

◆保留期間に希望する保育施設や「保育を必要とする事由」の変更等、申込内容に変更がある場合は、**各入所月の受付期間内**に、第1希望の保育施設へ「変更依頼書」を提出してください。

◆育児休業を取得している人で、入所できなかったことを証明する書類が必要な場合は「施設利用保留通知書」をご利用ください。

STEP5 入所

保育が始まります。（ならし保育の期間も入所期間に含まれますので、児童の様子や保育施設の状況にに応じて、ならし保育を行ってください。）

STEP6 保育料の決定

▶ 15～17ページ

入所後1か月以内に、保育施設を通じ、保育料の「決定通知書」を交付しますので、期限までにお支払いください。

利用者負担額の支払いは、原則として口座振替の手続きをお願いします。

◆私立の認定こども園は市が徴収しませんので各施設でご確認ください。

3 申込みには何が必要なの？

1. 必要な書類

全員が必要な書類：	① 基本書類 ▷ 6 ページ	② 保育を必要とする事由がわかる書類 ▷ 7 ページ
該当する人のみ必要な書類：	③ 減免書類 ▷ 8・9 ページ	④ 状況に応じて必要な書類 ▷ 10 ページ

◆必要な書類がそろっていない場合や書類不備がある場合は受付できません。

◆各種証明書類は、申込開始日の属する月の前月 1 日以降に証明されていることを原則とします。

例：4 月入所の場合は、申込開始日が 1 1 月 2 日のため 1 0 月 1 日以降に証明された書類が有効。

◆同時にきょうだいで同じ園に申込み場合、「世帯で 1 部提出が必要な書類」は最年長の子の書類に添付してください。同時にきょうだいで別々の園に申し込む場合、「世帯で 1 部提出が必要な書類」は下の子の書類にコピーを添付してください。

【① 基本書類】

提出書類	新規の方	継続・転園の方
教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書※	児童 1 名につき 1 枚	児童 1 名につき 1 枚
個人番号提供書	世帯で 1 部	
教育・保育給付認定証のコピー		児童 1 名につき 1 枚

※教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書の記入の注意事項

○既に上の子が入所している人	下の子の申請者（第一保護者）は上の子と同じにしてください。
○新規・転園で申し込む人	希望している園はすべて見学し、見学日を記入してください。
○申込時に赤磐市に住民票がない人	転入転居予定日を記入してください。
○保育の必要量が短時間だが、標準時間で申し込む人	理由を記入してください。
○保育の必要量が標準時間だが、短時間で申し込む人	

＊ お 願 い ＊



保育施設を利用する際に通知された「子どものための教育・保育給付支給認定証」（1 ページ参照）には、認定期間や保育が必要な理由、利用できる時間（標準時間・短時間）が書かれています。すでに園に通っていて 1 1 月に「現況届」を提出する人は、認定証の内容と現況届の記載内容に間違いがないか、必ず事前に確認のうえ、提出してください。認定された内容を変更したい場合は、別途「変更届」（18 ページ参照）の提出が必要です。

【② 保育を必要とする事由がわかる書類（世帯で1部提出が必要）】

※夫婦世帯の場合は保護者それぞれの書類が必要です。

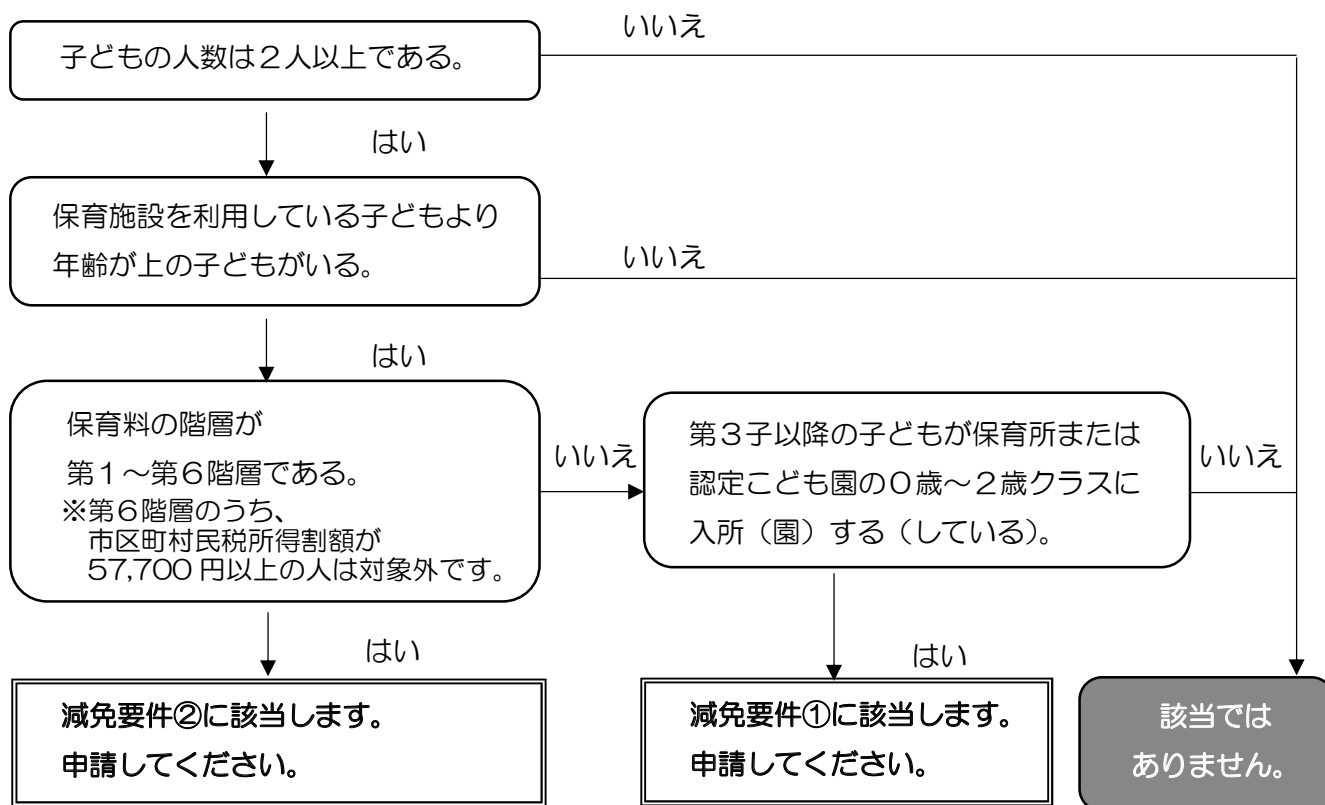
保護者等の状況		提出書類	注意事項
就労 （就職内定・ 育児休業復帰 予定を含む）	被雇用	- 就労証明書 - 親族が代表を務める自営業の手伝いをしている場合のみ、その親族の就労証明書および下記「自営」の添付書類	就労証明書には、就労時間の記載が必要です。
	自営	- 就労証明書 - 帳簿、領収書、納品書、 作付け面積の分かる資料（農業の方）など、 自営業等が確認できる書類が<u>2種類以上</u>	
育児休業中		- 就労証明書 - 育児休業中用の申出書（出産後提出）	育児休業の取得期間（予定）、復職（予定）年月日、育休短縮可否、育休延長可否の記載が必要です。
妊娠・出産		- 理由書 - 母子健康手帳の 保護者名と分娩予定日がわかるページのコピー	
疾病・負傷・障がい		- 理由書 - 疾病負傷⇒ 疾病・負傷証明書 障がい ⇒ 障害者手帳等のコピー	疾病・負傷証明書には、医師の証明が必要です。事前に子育て支援課にご相談ください。
親族の介護・看護		- 理由書 - 介護・看護状況申告書 介護の場合は、介護認定証等のコピーも添付	介護・看護状況申告書には、民生委員の証明が必要です。事前に子育て支援課へ、介護状況等が保育を必要とする事由として認定可能であるか、ご相談ください。
災害		- 理由書 - り災証明書、被災証明書等のコピー	
就学、就学予定、 技能習得（職業訓練等）		- 理由書 - 就学決定⇒在学証明書または合格通知と 時間割や就学期間が分かるもののコピー 就学予定⇒時間割や就学期間が分かるもののコピー	
求職中等 （起業準備を含む）		- 理由書 - 起業予定⇒事業用に準備した物品等の領収書、 賃貸借契約書等のコピーなど、 起業予定がわかるもの<u>2種類以上</u>	
社会的養護		公的機関の証明書	

【③ 保育料の減免申請の書類（該当の場合は世帯で1部提出が必要）】

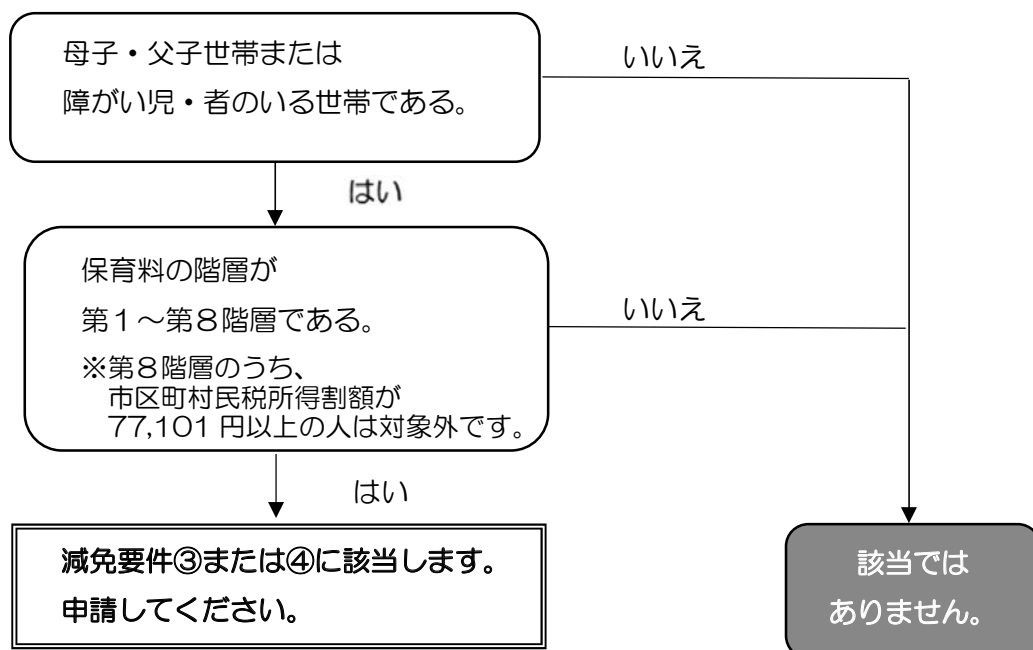
下の子が0歳児クラス～2歳児クラスで以下の減免要件①～④のいずれかに該当する場合、保育料の減免を受けることができます。入所申込時に保育料減免申請書と必要書類（右ページ参照）を提出してください。

減免早わかりチェックシート 以下の設問に答えて、申請が必要かどうか確認してください。

【 減免要件①、② 】



【 減免要件③、④ 】



世帯	減免要件と減免内容	必要書類
複数（2人以上）の子どもを養育している世帯	*同一世帯の2人以上の児童が同時に保育施設や幼稚園等を利用する場合は、減免申請書の提出は不要で、 <u>施設利用児童のうち第2子目は半額、第3子目以降は無償の保育料で算定されます。</u> ただし、市外の幼稚園等を利用する場合は、在園証明書^{（別添）}を提出してください。	
	①第3子目以降で 3歳未満（4月1日の年齢）の子どもが、保育施設を利用する場合 →第3子目以降は保育料が無償 ②保育料算出に係る 市区町村民税所得割額が 57,700円未満 （保育料の階層区分が 第1～5階層及び 第6階層の一部）で 施設利用児童よりも年長の 子どもがいる場合 →第2子目は保育料が半額 第3子目以降は保育料が無償	・減免申請書 ・保育施設を利用する児童以外の子どもについて、以下の状況に当てはまる場合は、保護者と当該子どもが生計同一であることを確認できる書類 ○学生の場合（中学生以下を除く） →学生証のコピー、在学証明、健康保険証の加入状況がわかるもの等のコピーのうちいずれか ○学生ではない場合 →健康保険の加入状況が確認できるもののコピー ○別居している場合 →子どもの属する世帯全員の住民票（原本）
母子・父子世帯	③母子・父子世帯で 保育料算出に係る 市区町村民税所得割額が 77,101円未満 （保育料の階層区分が 第1～7階層及び 第8階層の一部）の場合 →第1子目以降の保育料が無償	・減免申請書 ・ひとり親家庭であることを証するもの（以下ア～ウのうちいずれか） - ア「児童扶養手当証書」のコピー - イ「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー - ウ「戸籍謄本」と「世帯全員の住民票」 ※ひとり親の認定については、児童扶養手当における「ひとり親」の認定基準に準じて行っています。 詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。
障がい児・者のいる世帯	④障がい児・者のいる世帯で 保育料算出に係る 市区町村民税所得割額が 77,101円未満 （保育料の階層区分が 第1～7階層及び 第8階層の一部）の場合 →第1子目以降の保育料が無償	・減免申請書 ・本人もしくは同居の世帯員が障がい児・者であることを証するもの（以下ア～ウのうちいずれか） - ア「身体障害者手帳」のコピー - イ「療育手帳」のコピー - ウ「精神障害者保健福祉手帳」のコピー ※手帳の交付を受けている場合のみ対象となります。

◆必要書類の提出がない場合、減免を適用することができません。

◆年度途中で減免要件に該当となった場合、その都度必要書類を提出してください。

◆市で審査を行い、要件を満たす場合は、申請があった月の翌月から減免が適用されます。

◆減免の適用には毎年度申請が必要で、さかのぼって申請することはできません。

【④ 状況に応じて必要な書類（該当の場合は世帯で1部提出が必要）】

※利用調整や保育料の算定に必要です。あてはまるものは全て提出してください。

保護者や子どもの状況	提出書類
令和8年1月1日・ 令和9年1月1日の住民登録（住民票が 赤磐市ではなく受付終了期間までに 住民登録していない	・市区町村民税の課税証明書 ※4～8月入所の場合は、 令和8年度課税所得（令和7年分所得）、 9月以降の入所の場合は、 令和9年度課税所得（令和8年分所得）を 基準とします。
ひとり親世帯（事実婚を除く） ※離婚調停中で別居されている人にも 適用できる場合があります。 詳しくは子育て支援課へお問い合わせ ください。	・児童扶養手当証書のコピー ・ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー 上記のいずれかをご提出ください。 ※どちらも受給していない場合は、 ・戸籍謄本（原本） ・世帯全員の住民票（原本） を合わせてご提出ください。 ※離婚調停中の場合は、 ・事件係属証明書等のコピー
赤磐市内の保育施設に、保育士・調理員・ 事務員等として、就労中・就労予定	・保育士等就労に関する誓約書 ※誓約書様式は、ホームページから ダウンロードするか、就労先に ご相談ください。

♪あかいわももちゃんの一コマメモ♪

【育児休業をする場合】

育児休業・育児給付金の延長の際に、ハローワーク等から申込書類の写しの提出を求められます。申込書類を提出する前に、申込書類の写しを必ず取っておいてください。手続きの具体的な方法・必要書類等については、お勤め先や所轄のハローワークに確認してください。



4 どうやって入所が決まるの？

1. 利用調整

受入定員を超える利用申し込みがあった場合、提出された書類に基づいて点数を算出し、点数の高い児童から保育利用の決定を行います。点数が同じ場合は、同点時基準表により入所決定を行います。ただし、現在入所中の保育施設を第1希望とする場合は、原則として、継続利用が可能です。入所保留の場合は、入所申込月から数えて6か月間、定員に空きが出た場合に利用調整を行います。

点数の考え方

児童の保育の必要性（点数）＝ ① 基本点数 ＋ ② 調整点数

※夫婦世帯の場合、基本点数は父と母の基本点数を合計したものです。

※保育利用開始月の状況で点数を算出します。

① 基本点数 （保育を必要とする事由による点数）

区分	保護者の状況		基本点数
1	外勤 居宅外自営	月160時間以上の勤務を常態	10
		月140時間以上の勤務を常態	9
		月120時間以上の勤務を常態	8
		月100時間以上の勤務を常態	7
		月 80時間以上の勤務を常態	5
		月 48時間以上の勤務を常態	4
	在宅勤務 居宅内自営	月160時間以上の勤務を常態	9
		月140時間以上の勤務を常態	8
		月120時間以上の勤務を常態	7
		月100時間以上の勤務を常態	6
		月 80時間以上の勤務を常態	4
		月 48時間以上の勤務を常態	3
	内職	月120時間以上の勤務を常態	5
		月 60時間以上の勤務を常態	3
		月 48時間以上の勤務を常態	2

・就労時間は休憩時間を除いた実労働時間です。

・外勤とは、週3日以上、居宅外において労働に従事していることをいいます。

・居宅外自営とは、居宅と事務所の住所が異なる自営をいいます。

ただし、事務所が居宅で就労場所が居宅外の場合は居宅外自営とみなします。

・在宅勤務とは、居宅で労働に、居宅内自営とは、居宅で事業に従事していることをいいます。

・内職とは、居宅内において軽微な労働又は自営業を行うことをいいます。内職の認定は就労形態及び収入の実績を考慮して行います。

保護者の状況			基本点数
2	育児休業復帰予定・ 就職内定・ 起業予定・ 就学予定	勤務時間等が確定しており、就労証明等で確認できる	区分1を準用
		勤務時間等が確認できない	2
3	妊娠・出産	出産予定月の前後3か月以内（多胎の場合は前後5か月以内）	6
4	疾病・負傷	1か月以上の入院若しくは入院見込み又は常時臥床	10
		居宅内において1か月以上安静を要すると診断された 又は日常生活に支障があり、家庭での保育が困難	8
		上記以外で通院加療が必要	3
5	障がい	身体障害者手帳1級又は2級所持、 聴覚障害者2級又は3級所持、精神障害者保健福祉手帳所持、 療育手帳A所持、介護保険の要介護度が3から5まで又は 同等の障害があると認められる者のいずれかに該当	10
		身体障害者手帳3級所持、聴覚障害者4級所持、 療育手帳B所持、介護保険の要介護度が1又は2又は 同等の障がいがあると認められる者のいずれかに該当	6
		身体障害者手帳4から6級所持、介護保険の要介護度が要支援又は 同等の障がいがあると認められる者のいずれかに該当	3
6	親族の 介護・看護	親族を常時介護又は看護している	区分1を準用
7	災害	震災、風水害、火災等により被災し、保育することができない	10
8	就学等	日中、就学・技能習得等のため、保育することができない	区分1を準用
9	求職中等	求職活動又は起業の準備を継続的に行っている	2
10	社会的養護	児童虐待またはそのおそれのあるDVにより保育を行うことが 困難であると認められる 里親委託が行われている	10
11	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居又は拘禁等でひとり親である	10
その他		明らかに保育することができないと認められる	区分1から10 までを準用

- ・区分2は、実際に就労、就学を始める日の属する月の1か月前から適用できます。
- ・区分8は、時間の制約がない自宅等で行う通信教育を除きます。
- ・区分11の「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数を付与します。
ひとり親の認定については、児童扶養手当における「ひとり親」の認定基準に準じて行っています。
詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

②調整点数（各世帯の状況による点数）

各世帯の状況			点数
A	障がい児	保育施設の利用を希望する児童が障がいを有する	1
B	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する	1
C	ひとり親世帯	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費を受給している	3
D	兄弟姉妹	既に保育施設を利用している児童の兄弟姉妹が、 同一の保育施設の利用を希望する （多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄弟姉妹が 認定こども園を利用している場合を含む。）	10
E	保育士等	保護者が赤磐市内の保育施設に直接雇用により 就労中又は就労（復職）予定 （調理員、事務員等も含む）	10
F	小学校区 14ページ参照	既に保育施設を利用している児童が、 居住している小学校区内の保育施設へ転園を希望する	10

- 調整点数表の複数の区分にわたって該当するときは、該当するものすべてを加算したものを世帯の調整点数とします。
- 離婚調停中で配偶者の就労証明の取得が難しい場合は、事件係属証明書等のコピーを提出することで、区分Cを適用できる場合があります。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

《 同点基準表一基本点数と調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位 》

順位	状況
1	調整点数票の区分E（保育士等）を適用された世帯
2	保育施設と同じ小学校区（14ページ参照）に居住している世帯
3	基本点数が高い世帯
4	保護者の所得が低い世帯※
5	保育料等の未納がない世帯
6	希望順位が高い世帯

- ※ 保護者の所得は、4～8月の保育利用調整の場合は前年度課税所得（前々年分所得）
9月以降は現年度課税所得（前年分所得）を基準とします。

《 小 学 校 区 》

小学校区とは、児童の居住地が属する小学校通学区域をいいます。赤磐市学校（園）選択制実施要領の規定により学校選択ができる場合、選択対象の小学校が属する通学区域を適用することができます。

学校名	地区名	施設名	所在地
山陽小学校	馬屋・和田・岩田・穂崎・長尾・立川・河本・ 下市・熊崎・南方・斎富・沼田・中島・日古木・ 二井・高屋・上市・正崎・五日市・尾谷・ 津崎・神田・鴨前・西中・下仁保・上仁保・斗有	山陽国分寺保育園	穂崎 780-1
		山陽いろは保育園	下市 411
		さんこう保育園	西中 220-15
山陽西小学校	山陽 1 丁目～7 丁目、下市 733-4・ （馬屋・穂崎・和田・岩田・河本）	山陽桜保育園	山陽 4-12
山陽東小学校	桜が丘西 1 丁目～5 丁目・ （桜が丘東 1・2 丁目）	あすなろこども園	桜が丘西 3-14-19
山陽北小学校	桜が丘西 6 丁目～10 丁目・ （五日市・尾谷・津崎・神田）	清風いろは保育園	桜が丘西 6-10-21
		桜が丘地域保育センター	桜が丘西 8-15-2
桜が丘小学校	桜が丘東 1 丁目～6 丁目・ （可真上・野間・弥上）	さくらんぼ保育園	桜が丘東 2-2-809
		いちょうの森こども園	桜が丘東 3-3-496
		さくらが丘こども園※	桜が丘東 6-6-704
赤坂小学校	町苅田・大苅田・東窪田・西窪田・由津里・ 山口・西軽部・東軽部・南佐古田・ 北佐古田・今井・多賀・小原・坂辺・惣分・ 大屋・山手・（斗有）	赤坂ひまわりこども園	町苅田 518
豊田小学校	円光寺・吉原・河田原・釣井・徳富・小瀬木・ 松木・勢力・千鉢・奥吉原	とよた保育園	松木 549
磐梨小学校	可真下・可真上・弥上・野間・稗田・石蓮寺・ 沢原・殿谷・佐古・岡・酌田		
城南小学校	河原屋・草生・周匝・福田・是里・滝山・黒本・ 黒沢・中山・稲蒔・光木・石・八島田・暮田	周匝保育園	周匝 1549
仁美小学校	戸津野・中勢実・塩木・平山・仁堀東・仁堀中・ 仁堀西・合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸	仁美保育園	仁堀中 855

※令和 8 年 1 1 月 1 日に保育所から認定こども園に移行

5 いくらかかるの？

1. 保育料について

【3歳～5歳児クラスの児童】

保育料は無償ですが、副食費※（おかず・おやつ代）、行事費、諸経費などは別途必要です。

副食費等の支払い方法は保育施設へご確認ください。

※3～5歳児で、保育料算出に係る市区町村民税所得割額が57,700円未満

（ひとり親世帯等の場合77,101円未満）の世帯、第3子以降の児童（同一世帯内の保育所・認定こども園等に在籍する児童の内、年齢の高い順から数えて第3子以降の児童）は、副食費が免除になります。

【0歳～2歳児クラスの児童】

保育料を支払う必要があります。（住民税非課税世帯の児童の保育料は無償です。）

保育料に副食費（おかず・おやつ代）も含まれていますが、行事費、諸経費などは別途必要です。

保育料の減免制度について（8・9ページ参照）

2. 保育料などを算出するための書類

令和8年1月1日（令和9年9月以降は令和9年1月1日）現在で赤磐市に住民登録している保護者等は書類提出の必要はありません。施設利用申込書の同意に基づいて、市区町村民税の課税情報を確認します。

上記の日付よりあとに赤磐市へ転入した保護者等は、市区町村民税の課税証明書の提出が必要です。ただし、個人番号（マイナンバー）の提供により、課税証明書の提出を省略可能です。

- ・課税状況により、マイナンバーを提供しても課税証明書の提出が必要な場合があります。
- ・配偶者が税法上の控除対象者である場合、配偶者の課税証明書の提出は不要です。
- ・日本国外に居住していた（いる）場合は、日本国内外での総収入が分かるものなど、所得等に関する書類を提出してください。外国語による表記を日本語へ翻訳した文書も添付が必要です。

3. 保育料などの算定

利用者負担額は、毎年4月と9月に世帯の市区町村民税額の合計額により決定します。4月から8月分は「令和8年度市区町村民税」、9月から3月分は「令和9年度市区町村民税」の額により算定します。収入がない場合でも、市区町村民税の申告を行ってください。未申告の場合（配偶者の税法上の控除対象者の場合は除く）や算定資料が未提出の場合は、保育料が最高階層（最高額）となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度市区町村民税額で算定 (令和7年中の所得)					令和9年度市区町村民税額で算定 (令和8年中の所得)						

- ・市区町村民税所得割の計算をする際、特別税額控除（調整控除以外の住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除など）は適用されません。

- ・祖父母が同居しており父母以外が生計を支えていると判断される場合は、父母以外の生計中心者（家計の主宰者）の市町村民税の額を合算する場合があります。
- ・結婚や離婚等による保護者の変更や世帯構成員の変更、修正申告等による市区町村民税額等の変更が生じた場合は、利用者負担額が変更となる場合がありますので、子育て支援課まで届け出てください。
- ・入所（園）は月単位（１日から月末）です。登園の有無にかかわらず利用者負担額は全額納付していただきます。退所の予定がある場合は、速やかに「退所申出書」を保育施設へ提出してください。

4. 保育料一覧表

※表中の「標準時間」は保育標準時間認定（保育の利用が最長１１時間）、
「短時間」は保育短時間認定（保育の利用が最長８時間）を受けた場合の保育料です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			月額保育料（円）	
階層区分	定 義		標準時間	短時間
第 1	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯		0	0
第 2	右 第 1 階層を除き、前年度分（９月以降は当年度分）の市区町村民税額の区分が 欄の区分に該当する世帯	市区町村民税非課税世帯	0	0
第 3		均等割のみの世帯	8,100	7,900
第 4		所得割の額が 24,300 円未満	10,100	9,900
第 5		24,300 円以上 48,600 円未満	12,500	12,200
第 6		48,600 円以上 60,000 円未満	15,100	14,800
第 7		60,000 円以上 72,000 円未満	16,800	16,500
第 8		72,000 円以上 84,000 円未満	19,000	18,600
第 9		84,000 円以上 97,000 円未満	22,000	21,600
第 10		97,000 円以上 121,000 円未満	28,000	27,500
第 11		121,000 円以上 145,000 円未満	30,000	29,500
第 12		145,000 円以上 169,000 円未満	33,000	32,400
第 13		169,000 円以上 213,000 円未満	36,000	35,400
第 14		213,000 円以上 301,000 円未満	41,000	40,300
第 15		301,000 円以上 397,000 円未満	44,500	43,700
第 16		397,000 円以上	45,700	44,900

5. 保育料の納付

◆私立認定こども園の場合

私立認定こども園へ直接納付してください。納付方法は各施設にご確認ください。

◆私立保育所・公立認定こども園の場合

保育料の納期限は当月末（12月は25日）です。なお、その日が土曜日、日曜日、祝日等の場合はこれらの日の翌日となります。**必ず納期限内に納めてください。**

保育料の納付は、**原則、口座振替**です。入所決定後に「口座振替依頼書」を配布しますので、必要事項を記入・押印の上、**取扱金融機関で手続きをしてください。**

取扱金融機関：中国銀行、トマト銀行、おかやま信用金庫、備前日生信用金庫、

晴れの国岡山農業協同組合、ゆうちょ銀行

- ・前年度に口座振替の登録をされている場合は、引き続きその口座から引き落とししますので、手続きは不要です。
- ・名義等変更があったときは、必ず届け出を行ってください。
- ・残高不足等により口座からの引き落としができなかった場合は、送付する納付書によりコンビニエンスストア、取扱金融機関の窓口、市役所本庁・各支所で納付してください。なお、納付時期によっては、保育料を納付した後に行き違いで督促状が届く場合があります。
- ・新規入所が決定した時、同年度中にきょうだい児が保育施設を利用しており、市に口座振替登録がされている場合は、同じ口座での口座振替登録を行い、通知を送付します。

！注意！ 納付義務および滞納処分等について

「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書」の保護者欄に記入した人に納付義務が生じます。納付期限までに納付がない場合は、改めて期限を指定して督促を行います。この督促を受けた人が、指定する期限までに納付しない場合、地方自治法第231条の3第3項に基づき、地方税の滞納処分の例により滞納処分（財産等の差し押さえ等）の対象になります。

6 申込内容に変更があるときは？

保育・給付認定や利用申込の内容に変更があった場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。
認定変更となる場合、申請があった月の翌月から適用となります。

就労や育児休業復帰予定が保育を必要とする事由であったにもかかわらず勤務実態がない等、不正が判明した場合は入所取消や退所となる場合があります。

変更内容	提出書類 ※変更内容によって追加の資料提出をお願いすることがあります。
住所・氏名・世帯構成等 （家族の増減、結婚、離婚など）	・ 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書 ・ 発行済みの教育・保育給付支給認定証 ・ 保護者に変更があった場合は、 就労証明書または理由書（添付書類含む）
「保育を必要とする事由」 例）就労→妊娠・出産 求職中等→就労 など	・ 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書 ・ 発行済みの教育・保育給付支給認定証 ・ 就労証明書または理由書（添付書類含む）
就労内容 （転職、勤務時間の変更など）	○保育の必要量（利用可能時間）を<u>変更する場合</u> 「標準時間」⇔「短時間」 ・ 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書 ・ 発行済みの教育・保育給付支給認定証 ・ 就労証明書（添付書類含む） ○保育の必要量（利用可能時間）を<u>変更しない場合</u> ・ 就労証明書（添付書類含む）
雇用期間 （変更に伴い、認定期間が 変更となる場合）	・ 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書 ※その他の欄に変更後の雇用期間を記載してください。 ・ 発行済みの教育・保育給付支給認定証 ・ 就労証明書（添付書類含む）
市区町村民税額	・ 税額が変更になったことが分かるもの （課税証明書、確定申告書のコピー等）
年度途中の退所	・ 発行済みの教育・保育給付支給認定証 ・ 退所申出書

※実施施設については、今後変更になる可能性があります。

1. 一時預かり

育児疲れ解消、急病、短時間勤務などの理由により、一時的に保護者による家庭での保育が困難となった場合に、就学前の保育施設に入所していない子どもを保育する制度です。一時預かり料が必要です。ただし、3～5歳児クラスの児童、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は、施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けると利用料が無償化の対象になります。認定については、子育て支援課へお問い合わせください。

一時預かり実施施設一覧

◆利用申込先：各保育施設へ直接申込

施設名	所在地	電話番号
山陽桜保育園	山陽4-12	086-955-0773
山陽いろは保育園	下市411	086-955-0355
山陽国分寺保育園	穂崎780-1	086-229-2811
さんこう保育園	西中220-15	086-955-3517
清風いろは保育園	桜が丘西6-10-21	086-955-3131
桜が丘地域保育センター	桜が丘西8-15-2	086-955-5161
とよた保育園	松木549	086-995-0244
さくらんぼ保育園	桜が丘東2-2-809	086-995-9071
いちょうの森こども園	桜が丘東3-3-496	086-956-2022
あすなろこども園	桜が丘西3-14-19	086-955-5665
さくらが丘こども園※	桜が丘東6-6-704	086-995-0104
周匝保育園	周匝1549	086-954-1133
赤坂ひまわりこども園	町苅田518	086-957-2004

※令和8年11月1日に保育所から認定こども園に移行

2. こども誰でも通園制度

0歳6か月～満3歳未満までの保育施設などに入所していない子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、保育園などを柔軟に利用できる新たな通園制度です。利用料はこども1人あたり300円/時間（食事やおやつが出る場合、別途料金が必要）、月10時間まで利用できます。世帯の状況により利用料が軽減される場合があります。利用するには、こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）で利用認定の申込が必要です。詳しい利用方法、実施施設の最新情報などは赤磐市のホームページをご覧ください。

赤磐市 HP



赤磐市のこども誰でも通園制度実施施設一覧

※赤磐市外の施設も利用できます。

施設名	住所	電話番号	開設時間
赤坂ひまわりこども園	赤磐市町苅田518	086-957-2004	午前9時～午後4時
周匝保育園	赤磐市周匝1549	086-954-1133	午前9時～午後4時

3. 休日保育

日曜・祝日等の休日に、保護者の勤務等により家庭で保育できない児童をお預かりします。ただし、事前の登録と予約が必要です。また、休日保育料が必要です。

休日保育実施施設一覧

◆利用申込先：各保育施設へ直接申込

施設名	所在地	電話番号
山陽いろは保育園	下市411	086-955-0355
あすなろこども園	桜が丘西3-14-19	086-955-5665

4. 病児保育

児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったものの、保護者が勤務等の都合で直ちに迎えに来ることができない場合に、安静が確保できる場所で、看護師等が迎えに来られるまでの間対応するサービスです。

病児保育実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号
山陽桜保育園	山陽4-12	086-955-0773
山陽いろは保育園	下市411	086-955-0355
清風いろは保育園	桜が丘西6-10-21	086-955-3131
とよた保育園	松木549	086-995-0244
さくらんぼ保育園（休止中）	桜が丘東2-2-809	086-995-9071
いちょうの森こども園	桜が丘東3-3-496	086-956-2022
あすなろこども園	桜が丘西3-14-19	086-955-5665
さくらが丘こども園※	桜が丘東6-6-704	086-995-0104
赤坂ひまわりこども園	町苅田518	086-957-2004

※令和8年11月1日に保育所から認定こども園に移行

5. ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしてほしい人とお手伝いをしたい人の会員組織です。一時預かりや保育園の送迎等を行います。事前の会員登録が必要です（登録料1,000円、保険料500円）。利用料など詳しくは、ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
ファミリー・サポート・センター	町苅田324	086-956-3700 (赤磐子どもNPOセンター)

6. 病児保育の広域利用

県内の市町で病児保育事業の広域相互利用協定を締結しており、市外の病児保育施設を利用することができます。利用時間や対象年齢等の詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。また、3～5歳児クラスの児童、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は、施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けると、利用料が無償化の対象になります。認定については子育て支援課へお問い合わせください。

岡山県病児保育実施施設一覧（広域利用）

市町村	施設名	施設名	施設名
岡山市	病児保育ルームドレミ （表町ファミリークリニック）	岡山市北区表町3-10-71	086-222-4939
	うらら病児保育園 （黒田医院）	岡山市北区神田町2-8-32	086-223-1455
	チャイルド・ケア ハーモニィ （撫川クリニック）	岡山市北区撫川1470	086-292-8133
	ますかっと病児保育ルーム （国立大学法人岡山大学）	岡山市北区鹿田町2-5-1 鹿田キャンパス内歯学部棟3階	086-235-7301
	病児保育あおやま （青山こどもクリニック）	岡山市北区田中625-8	086-246-3650
	病児保育室みらい （数内小児科医院）	岡山市中区中井1-5-2	086-275-5036
	山陽ちびっこ療育園 （青木内科小児科医院）	岡山市南区大福281-5	086-281-2277
	ピオーネ病児保育室 （山本医院）	岡山市南区泉田418-25	086-243-2011
倉敷市	病児保育所はしま （羽島こども診療所）	倉敷市羽島199-1	086-426-5037
	ももっ子病児保育ルーム （田嶋内科）	倉敷市児島柳田町862	086-474-3310
	玉島病院病児保育室 （玉島病院）	倉敷市玉島乙島4030	086-522-4141
	あさき病児保育室 （あさき小児科）	倉敷市水島南幸町1-9	086-446-1110
津山市	こどもデイケアルームさくら （河原内科・松尾小児科クリニック）	津山市二宮2137-10	0868-28-5570
	病児保育室 方舟 （小畑醫院）	津山市志戸部662-14	0868-25-2111
玉野市	たまの病院病児・病後児保育室 （たまの病院）	玉野市宇野2-1-20	0863-31-2101
笠岡市	笠岡第一病院病児保育室 すこやかキッズルーム（笠岡第一病院）	笠岡市横島1945	0865-67-0211
総社市	薬師寺慈恵病院病児保育室 （薬師寺慈恵病院）	総社市総社1-17-25	0866-92-0146
備前市	備前市病児・病後児保育室 （吉永病院）	備前市吉永町吉永中563-4	090-7138-7377
瀬戸内市	瀬戸内市民病院病児保育室 さんさんキッズ （瀬戸内市民病院）	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-22-1234
真庭市	病児保育おひさま （みんなのクリニック）	真庭市惣195-5	070-3772-0630
	病児保育ひまわり （勝山病院）	真庭市本郷1811-2	070-4238-9439
鏡野町	病児保育室たんぽぽ （鏡野町国民健康保険病院）	苫田郡鏡野町寺元365	0868-54-0011

教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書

赤磐市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び特定教育・保育施設等の入所(園)を申込みします。

なお、必要に応じて、私及び対象児童の属する世帯の市民税課税台帳及び世帯員名簿並びに、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の額等について、本申請書に対して提示することに同意します。

「申請者」は、きょうだいで
同じ人を記入してください。

赤磐市

〒709-0898

入所希望月	令和 年度 〇 月	申請日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	申込区分	☒ 新規 ☐ 継続 ☐ 転園			
申請者 (保育料等の通知先)	通知先住所	〒709-0898 赤磐市 下市344番地	対象児童との続柄 ☒ 父 ☐ 母	氏名	(フリガナ) アカイワ タロウ 赤 磐 太 郎 (自署)			
対象児童	フリガナ	アカイワ モモコ		令和 年度クラス				
	児童氏名	赤 磐 桃 子		☐ 5歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
	生年月日	平成 令和 〇 年 〇 月 〇 日		☐ 4歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
	性別	☒ 男 ☐ 女	きょうだい入所	☐ 3歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
			☒ 有 ☐ 無	☐ 2歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
				☐ 1歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
				☒ 0歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
				☐ 0歳児クラス	年4月2日～ 年4月1日生まれ			
住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる(赤磐市))							
	☐ 転入・転居予定(赤磐市) /予定日: 令和 年 月 日)							
アレルギーの有無等	☒ 無 ☐ 有 (☐ ぜんそく ☐ アトピー ☐ アレルギー: 物質名) アレルギー原因除去食品 (不要 ・ 必要 : 食品名) ※保育施設へ生活管理指導表等をご提出ください。							
障害者手帳等の有無	☒ 無 ☐ 有 (療育手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 特別児童扶養手当) ※各手帳、各受給者証の写しを添付してください。							
その他伝えること	☐ 療育に通っている (通所先: 診断名等:) ☐ 病院に相談している (相談先: 相談内容:) ☐ その他気を付けていること等 ()							
保護者	父	氏名	(フリガナ) アカイワ タロウ 赤 磐 太 郎		生年月日	〇 年 〇 月 〇 日	保育を必要とする事由 ☒ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 妊娠・出産 ☐ 求職中・起業準備 ☐ その他()	
		職業	会社員	勤務先学校名	株式会社〇〇	障害者手帳等		☒ 無 ☐ 有
		電話番号	携帯・自宅・その他	080-1234-5678				
		住所	申請日現在	赤磐市下市344番地				
			令和 年1月1日現在	〇〇市△△1丁目2番3号				
			令和 年1月1日現在					
	転入転居予定				転入転居予定日 令和 年 月 日			
	母	氏名	(フリガナ) アカイワ ハナコ 赤 磐 花 子		生年月日	〇 年 〇 月 〇 日	保育を必要とする事由 ☐ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 妊娠・出産 ☒ 求職中・起業準備 ☐ その他()	
		職業	無職	勤務先学校名	求職中	障害者手帳等		☒ 無 ☐ 有
		電話番号	携帯・自宅・その他	080-2345-6789				
		住所	申請日現在	父と同じ				
			令和 年1月1日現在	父と同じ				
令和 年1月1日現在								
転入転居予定				転入転居予定日 令和 年 月 日				
家族	続柄	氏名	性別	生年月日	職業(勤務先)・学校名(学年)等	障害者手帳等		
	姉	赤 磐 か お り	女	平成〇年 〇 月 〇 日	あかいわ小学校 1年生			
	兄	赤 磐 一 郎	男	令和〇年 〇 月 〇 日	あかいわ保育園 2歳児クラス			
	弟	赤 磐 次 郎	男	令和〇年 〇 月 〇 日	家庭保育			
	祖母	赤 磐 梅 子	女	昭和〇年 〇 月 〇 日	無職			
				年 月 日				

※家族欄には、父母以外の同居家族を記入してください。別居の同一生計の子どもが

申請日時点の状況を記入

現在利用している施設名		なし				
利用を希望する施設名 ※希望する施設のみに 順位をつけて 記入してください。 ※希望順位に記入がない場合は その施設の利用を 希望しないものとみなします。 ※赤磐市外の施設を希望する場合は 別途提出書類が必要です。 子育て支援課へご連絡ください。		希望順位	見学日	施設名（法人・所在地順）	所在地	対象年齢
		1	○/△	山陽桜保育園	山陽4-12	生後1.5か月～
		2	○/△	山陽いろは保育園	下市411	生後1.5か月～
				清風いろは保育園	桜が丘西6-10-21	生後1.5か月～
		3	○/△	山陽国分寺保育園	穂崎780-1	生後1.5か月～
		4	○/△	さんこう保育園	西中220-15	生後1.5か月～
				桜が丘地域保育センター	桜が丘西8-15-2	生後1.5か月～
				あすなるこども園	桜が丘西3-14-19	生後1.5か月～
				さくらんぼ保育園	桜が丘東2-2-809	生後1.5か月～
				いちようの森こども園	桜が丘東3-3-496	生後1.5か月～
	5	○/△	さくらが丘こども園	桜が丘東6-6-704	生後1.5か月～	
※転園を希望する場合は、居住地の小学校名を 記入してください。参照：手引き「小学校区」				とよた保育園	松木549	生後1.5か月～
				赤坂ひまわりこども園	町荊田518	生後3か月～
小学校名	〇〇小学校			周匝保育園	周匝1549	生後6か月～
				仁美保育園	仁堀中855	1歳～
利用を希望する期間		令和 〇 年 〇 月 1 日 から 令和 年 月 日まで ※波線部分は年度途中で退園する希望がある場合のみ記入				
保育施設を利用する時間		☒ 標準時間 ☐ 短時間 ※求職中の場合や就労時間が120時間未満の場合は原則短時間となります。 求職者の就労時間が月120時間未満であるものの、標準時間を希望する場合や、 求職者の就労時間が月120時間以上であるものの、短時間を希望する場合は、 理由をご記入ください。 例) 母の就労開始時刻が9:00で、保育短時間だと 送迎後、就労開始時刻に間に合わないため				
理由の記入漏れにご注意ください。						
変更届出書」の提出が必要です。 (注意：希望通りにならない場合があります。)						
育児休業復帰予定で 利用申込する場合		☐ 直ちに復帰を希望している、又は、保育施設等に入所が決めれば復帰したい。 ☒ 育児休業の延長が可能で、利用調整の総点数が1点に減点されることを了承。				
ここにチェックがあっても、希望する 保育施設に空きがあれば入所となります。 ご注意ください。		☐ 同 じ 時 期 に、同 じ 施 設 への入所を希望。(同時期・同施設のみ希望) ☒ 同 じ 時 期 に、別々の 施 設 でも入所を希望。(同時期 最優先) ☐ 別々の時期でも、同 じ 施 設 への入所を希望。(同施設 最優先) ☐ 別々の時期でも、別々の 施 設 でも入所を希望。(入 所 最優先)				
家庭 の 状 況	☐ 生活保護受給世帯	☐ 受給中 ☐ 申請中				
	☐ ひとり親世帯	児童扶養手当 ☐ 受給中 ☐ 申請中 ☐ 受給なし ひとり親家庭等医療費 ☐ 受給中 ☐ 申請中 ☐ 受給なし ※受給中の場合、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証の写しを添付してください。				
※教育・保育給付認定及び利用調整のため、就労先等へ就労状況等の確認を行うことがあります。 ※不正又は偽りの行為により教育・保育給付認定申請や利用申し込みした場合は認定を取り消し、保育施設等の利用を中止(退所)していただく場合があります。						
◎利用希望月に入所できなかった場合についてお伺いします。						
1 求職中の場合 ☐ 求職活動を継続する ☒ 求職活動を休止する						
2 育児休業中の場合 ☒ 育児休業を延長する・延長したい(育児休業延長期限 令和 年 月 日まで) →育児休業延長期間中に入所可能となった場合 ☒ 入所可能日に職場復帰し、施設を利用する ☐ 育児休業期間が満了するまで職場復帰しない ☐ 令和 年 月 日から選考の再開を希望する ☐ 育児休業を延長しない。						
3 他の施設等を検討している場合、その検討している施設等 ☒ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部) ☐ 認可外保育施設 ☐ 職場の託児所等 ☐ 一時預かり事業 ☐ 家庭保育等						
◎現在こども誰でも通園制度の利用認定を受けていますか。 ☒ 有 ☐ 無						

記入例

支給認定申請に関する個人番号（マイナンバー）の提供書

次のとおり、子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設等利用給付費に係る支給認定の必要書類として、個人番号を提供します。

申請日 令和 ○年 ○月 ○日

申請者	ふりがな 保護者氏名	性別	生年月日	個人番号（マイナンバー）													
	あかいわ たろう	男・女	○年 ○月 ○日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤磐 太郎																

【注意】・上記申請者は、認定申請書の保護者欄へ記載された方と同一にしてください。

・申請者の本人確認及び番号確認が必要です。確認できる資料を裏面へ添付してください。

○配偶者（ひとり親世帯については、記入は不要）及び施設利用児童の個人番号を全て記入してください。下記の者の個人番号については、申請者が確認して記入してください。

	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	個人番号（マイナンバー）													
配偶者	あかいわ はなこ	男・女	○年 ○月 ○日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤磐 花子																
施設利用児童	あかいわ ももこ	男・女	○年 ○月 ○日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤磐 桃子																
	あかいわ じろう	男・女	○年 ○月 ○日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	赤磐 次郎																
		男・女	年 月 日														

○申請者の名前は、申込書と一致させてください。

○裏面に、申請者の「A本人を確認する書類」と「B個人番号（マイナンバー）を確認する書類」のコピーを貼ってください。

※児童および配偶者の分は、不要です。

【備考】

- 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定に係る手続きの際に個人番号の申告が必要となりました。
- ご提出いただいた個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- 本提供書をご提出いただいた際には、上記の利用目的に同意していただいたものとみなします。
- 必要に応じて生計を一にする同居人等の個人番号の提出を求める場合があります。

裏へ（添付書類）

就労証明書

赤 磐 市 長 宛

記入例

- 就労時間については、残業時間を除く雇用契約上の正規の時間を記入してください。
○記入漏れがある場合、入所選考上不利になる場合や無効になる場合があります。
○消えるボールペンでの記入や記入者以外の訂正、修正液・修正テープによる訂正は無効です。
訂正は、訂正箇所を二重線で消し、近くに記入者の署名をしてください。



就労証明書の記載要領は、
赤磐市HPにてご覧いただけます。

【お問合せ】
赤磐市子育て支援課子育て支援班
TEL:086-955-2635

証明日 西暦 2000 年 0 月 0 日
事業所名 株式会社〇〇
代表者名 下市 太郎
所在地 赤磐市〇〇123
電話番号 086 — 123 — 4567
担当者名 吉井 太郎
記載者連絡先 086 — 234 — 5678

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☒ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	アカイワ タロウ 赤磐 太郎 無期、有期に関わらず必ず記入が必要です。 日 2000 年 0 月 0 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2000 年 0 月 0 日 ~ 2000 年 0 月 0 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業 雇用契約に基づき、1か月を4週として算出してください。 日他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 時間 月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1,200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 実際に働いた時間ではなく、残業時間を除く雇用契約上の正規の時間を記入してください。
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 就労時間が変則的な場合はこちらの欄に記入してください。 うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 日 記 入 不 要 月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2000 年 0 月 0 日 ~ 2000 年 0 月 0 日
10	産休・育休以外の 休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 記入漏れ注意!
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2000 年 0 月 0 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2000 年 0 月 0 日 ~ 2000 年 0 月 0 日 主な就労時間帯 -シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 15 分 (うち休憩時間 45 分) 訂正の例 60 吉井
13	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 有期雇用の場合は記入してください。
14	(雇用契約)の満了後の 更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定 ※無期雇用の場合はチェック不要
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否 育休中の場合はNo15、No.16両方に記入してください。
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	この欄は保護者が記入してください。
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 赤磐 一郎 2000 年 0 月 0 日 あかいわ保育園 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 赤磐 桃子 2000 年 0 月 0 日 あかいわ保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

記入例

該当者氏名		赤磐 花子	
		児童との続柄（ 母 ）	
保育を必要とする事由	☐ 疾病・負傷	病 名 医 療 機 関 名 入 ・ 通 院 等 通院（ 回／月） 入院（ 年 月 日から ヶ月）	※疾病・負傷証明書を添付
	☐ 障がい	☐ 身体障害者手帳（１、２、３、４、５、６級） ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳（ A ・ B ）	※手帳の写し等を添付
	☐ 介護・看護	☐ 介護保険の要介護度（ ） 入院 年 月 日から 年 月 日まで 通院 回／月 1ヶ月あたり平均介護・看護時間 時間 分／月	※介護・看護状況申告書を添付 ※介護認定を受けている場合は認定証の写し等も添付
	☐ 就学・職業訓練	就学先学校名 卒業予定日 年 月 日	※在学証明書または学生証の写しおよび時間割のわかるものを添付
	☐ 妊娠・出産	出産（予定）日 年 月 日 多胎の場合 ☐	※母子手帳の写し等を添付（氏名・出産予定日がわかるもの）
	☒ 求職中等 （起業準備を含む）	求職活動を（ 行っています ・ 入所後開始します ） 就労から求職中になる場合 退職日： ○年 ○月 ○日 就労後は速やかに就労証明書を提出します。就労証明書が入所後３ヶ月以上未提出となった場合は、退所指導に従うことに同意します。	
☐ その他 （理由申立）			
上記のとおり相違ないことを申し立てます。 ○年 ○月 ○日 申立者住所 赤磐市下市344 氏名 赤磐 花子			

※記入漏れがある場合、入所選考上不利益になる場合や無効になる場合があります。

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

記入例

疾病・負傷証明書

【医師証明欄】

※この証明書は、保育利用の認定・利用調整の審査資料となるものです。

もれなくご記入いただきますようお願いいたします。

患者氏名	赤磐 太郎	生年月日	〇年〇月〇日
傷病名	〇〇〇症	初診年月日	〇年〇月〇日
入院	年 月 日から 年 月 日まで		
通院	年 月 日から 年 月 日まで（週 回・月 回）		
加療	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで（週〇回・月 回）		
病状等から該当するものにチェックしてください。 ☐ 1箇月以上の入院もしくは入院見込み又は常時臥床の状態にある ☐ 居宅内において1箇月以上安静を要する ☒ 1箇月以上の長期にわたり日常生活・子どもの世話に支障があり、家庭での保育が困難である ☐ 上記以外で通院加療が必要である			
その他考慮すべき点がありましたらご記入ください。			
上記のとおり認めます。 証明年月日 〇年〇月〇日			
きょうだいで申込の場合は、最年長の児童のみ記入してください。 (双子の場合は2人分記入してください。)		医療機関名	〇〇病院
		住所	赤磐市〇〇
		医師名	〇〇 〇〇 

【保護者記入欄】

申込児童氏名（最年長）	生年月日	第一希望施設名
赤磐 一郎	〇年〇月〇日	あかいわ保育園
	年 月 日	

（注意事項）

※この証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

※証明年月日の記入や医師の印がない場合などは無効です。

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

記入例

介護・看護状況申告書

赤磐市長

介護・看護をしている保護者を
記入してください。

〇年〇月〇日

以下のとおり、介護・看護状況について申告します。申告の内容と事異なる場合は、入所の決定を取り消されても異議ありません。

きょうだいで申込の場合は、最年長の児童のみ
記入してください。
(双子の場合は2人分記入してください。)

保護者住所 赤磐市下市344

保護者氏名 赤磐 太郎

申込児童氏名(最年長)	生年月日	第一希望施設名
赤磐 一郎	〇年〇月〇日	あかいわ保育園
	年 月 日	

介護・看護を要する人	住所 赤磐市下市344 氏名 赤磐 梅子 生年月日 〇年〇月〇日 保護者との続柄(母)
疾病・障害名	骨折(車いすで生活)
障害者手帳の所持	☒ なし ☐ あり (□身体障害者手帳__級 □療育手帳__ □精神障害者保健福祉手帳__級) ☐ 申請中 (□身体障害者手帳__級 □療育手帳__ □精神障害者保健福祉手帳__級)
要支援・要介護認定、 障害支援区分の認定	☒ 未申請 ☐ 認定あり (□要支援__ □要介護__ □障害支援区分__級)
介護保険・障害福祉 サービスの利用	☒ 利用なし ☐ 利用中(サービスの種類:) ☐ 自宅介護・看護 □家事援助 □食事援助 □衣服着脱補助 □入浴補助 □排泄補助 ☐ 入院・通院付添 入院・通院先() 所在地() 退院・通院終了見込 □無 □有(年 月 日頃予定) ☐ 施設通所付添(□往路 □復路) 通所先施設名() 所在地() 利用交通機関 □自家用車 □タクシー □徒歩 □施設の送迎
幼稚園・一時預かり・ 他の親族等に対応でき ない理由	(別途聞き取りも行いますが、詳細に状況をご記入ください。)

【添付書類】

介護保険証、身体障害者手帳、医師の診断書等の写しを添付してください。

介護・看護の状況について記入してください。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	(例)
～8：00	↑ 着替え 朝食介助 ↓ 排泄介助	↑ 着替え 朝食介助 ↓ 排泄介助					朝食介助
8：00～							
9：00～	↑ 〇〇病院 ↓						
10：00～		↑ 散歩 (車いす) ↓	月曜に同じ	火曜に同じ	月曜に同じ	火曜に同じ	
11：00～							
12：00～		↑ 着替え 昼食介助 ↓ 排泄介助					昼食介助
13：00～							
14：00～							
15：00～							
16：00～	↑ 食事作り 夕食介助 ↓ 片付け	↑ 食事作り 夕食介助 ↓ 片付け					入浴介助
17：00～							夕食介助
18：00～	↑ 入浴介助 ↓	↑ 入浴介助 ↓					
19：00～							
1日の介護時間	9時間	7.5時間					
その他特記事項	おむつ交換 1日3回程度。夜中に体位変換も行っている。						

民生委員記入欄

申告内容について事実であることを確認しました。

確認日 ○年 ○月 ○日

民生委員氏名

民生 太郎



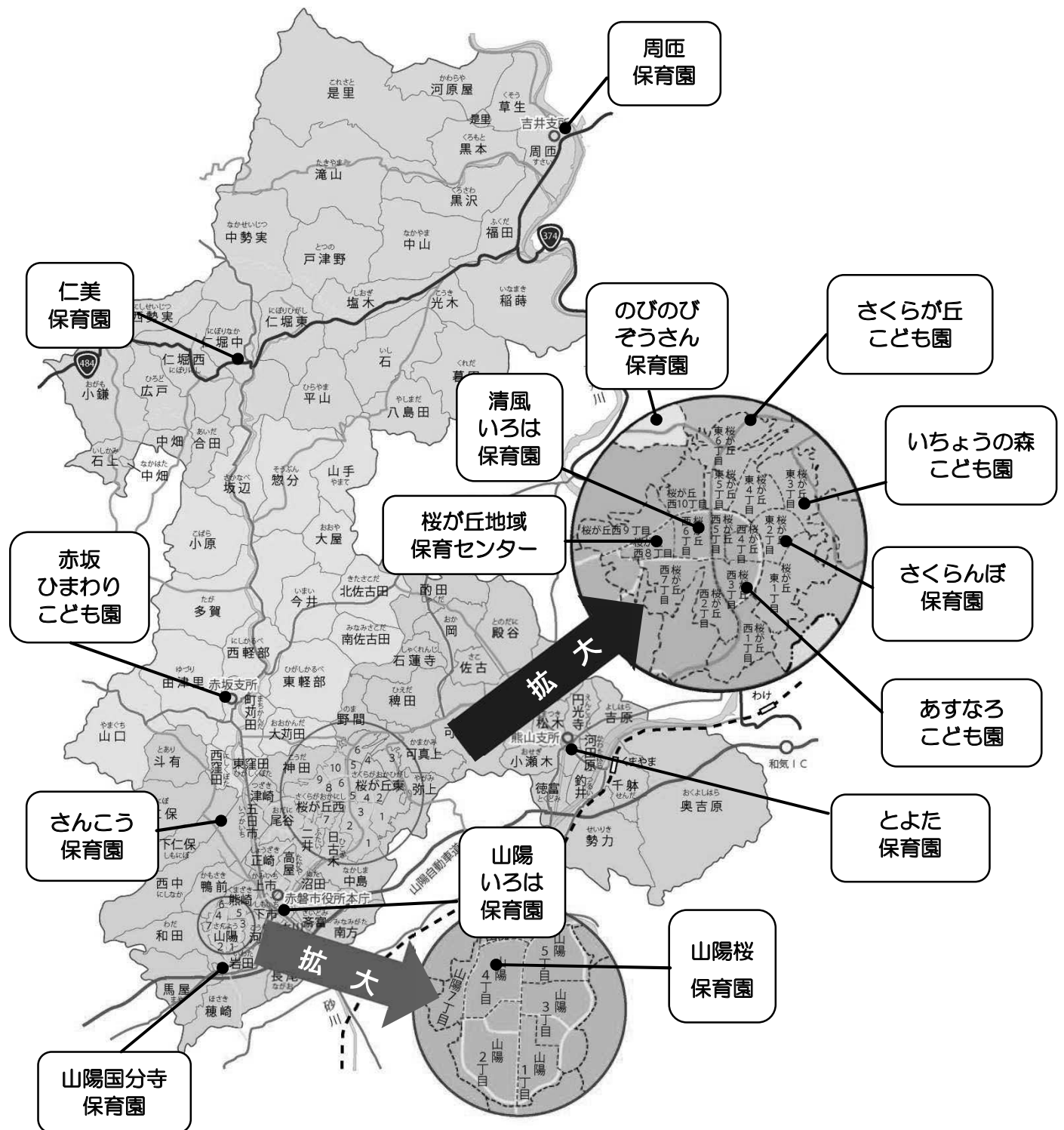
介護を必要とする人が住んでいる
地域の民生委員に記入してもらっ
てください。

※この書類は、保育の支給認定及び利用調整の際の資料となるため、事実のとおりにご記入ください。
必要に応じ、関係施設等に問い合わせることがあります。

M E M O



赤磐市内保育施設 位置図



ご希望エリアの教育・保育施設をお探しの場合は国の検索システム

「ここ de サーチ」をご利用ください。

施設の詳細情報が地図とあわせて閲覧できます。



赤磐市内保育施設 一覧表

◆保育所 定員数や開所時間などが年度途中で変わる場合があります。

経営	施設名	所在地	定員	対象年齢 (～就学前)	電話番号	施設の 開所時間	施設が定める 保育 標準時間	施設が定める 保育 短時間
私立	山陽桜保育園	山陽 4-12	100	生後 1.5 か月	086-955-0773	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	山陽いろは保育園	下市 411	120		086-955-0355	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	山陽国分寺保育園	穂崎 780-1	60		086-229-2811	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	9:00～ 17:00
	さんこう保育園	西中 220-15	70		086-955-3517	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	9:00～ 17:00
	清風いろは保育園	桜が丘西 6-10-21	150		086-955-3131	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	桜が丘地域保育センター	桜が丘西 8-15-2	80		086-955-5161	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	9:00～ 17:00
	とよた保育園	松本 549	60		086-995-0244	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	さくらんぼ保育園	桜が丘東 2-2-809	70		086-995-9071	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
公立	周匝保育園	周匝 1549	40	生後 6 か月	086-954-1133	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00
	仁美保育園	仁堀中 855	30	1 歳	086-958-2255	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00

◆認定こども園（保育部）

経営	施設名	所在地	定員	対象年齢 (～就学前)	電話番号	施設の 開所時間	施設が定める 保育 標準時間	施設が定める 保育 短時間
私立	いちょうの森こども園	桜が丘東 3-3-496	80	生後 1.5 か月	086-956-2022	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	あすなろこども園	桜が丘西 3-14-19	205		086-955-5665	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
	さくらが丘こども園※	桜が丘東 6-6-704	145		086-995-0104	7:00～ 20:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
公立	赤坂ひまわりこども園	町荻 518	90	生後 3 か月	086-957-2004	7:00～ 19:00	7:30～ 18:30	8:00～ 16:00

※令和8年11月1日に保育所から認定こども園に移行

◆企業主導型保育施設 企業が自社の従業員の子どもを預かるために設置している保育園ですが、地域の方の利用枠があり市民も利用可能です。利用手続きや利用料、空き状況等は、直接施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	定員	対象年齢	電話番号
のびのびぞうさん保育園	大苅田 1104-1	定員12名(地域枠あり)	全年齢	086-956-2200

